

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年2月2日

1. 新型コロナウイルスの県内感染状況について

資料 1

○1月になってオミクロン株が広がり、連日一日あたりの感染者は過去最多を更新し続けており、1月28日には一日の感染者数が初めて600人近くとなった。直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、2月1日には340人にまで上昇した。

○このような感染状況を受け、第五波まで本県が取ってきた「全員入院の原則」を基本としつつも原則を維持し続けることが難しくなった。各感染者に対するトリアージの考え方について重症化のリスクの高い感染者の入院を優先することに重点化し、その他はホテル並びに自宅療養によることとした。

○確保病床使用率は1月15日時点で99.7%に達していたが、2月1日には67.6%となったところ。

○自宅療養者の急増は、保健所による健康観察業務の逼迫が予測され県医師会との協定により、自宅療養患者に係る医療提供体制を整えたところであるが、症状が悪化して入院治療が必要な場合の対応が今後大きな課題となってくる。

2. 医療の状況並びに今後の見込みについて

資料 2

資料 3

○このままの驚異的なペースで感染者の拡大が続けば医療の逼迫を迎える可能性は高くなっていく。

○和歌山市保健所はじめ県立保健所の積極的疫学調査が難しくなる中で県内全域に感染が急拡大していくものと考えられる。

○全国から感染者数の急増は今後も続くことが想定され、保健所機能の麻痺や、医療提供体制の逼迫を生じることが現実化しつつある。

○学校、保育所、高齢者施設、医療機関等でのクラスター数の増加は、感染者のみならず家庭や職場、施設等での濃厚接触者の急激な増加をもたらす、その結果、自宅待機者が増加することになる。そのことは円滑な社会活動に大きな影響を与え、県民生活に重大な支障が生じてくる。

3. 今後とるべき措置について

○これまでは、オミクロン株の感染力を考慮した総合的対策(資料4)を実施してきたところである。

○医療提供体制の更なる逼迫や社会活動の停滞の広がりを防ぐため、現時点でより強い対策を講じ、これら最悪の事態を防ぐことが必要であると判断し、新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「まん延防止等重点措置の適用」を求めることにする。

4. まん延防止等重点措置の主な内容について

資料 5